



支子 国書記

古史通卷之一

號後守徒五位下源朝臣君美撰



我國をけり仰天地の中生り出来方々神の名を  
國常立尊トニテ又ハ國底立尊トモヤハ此事  
キハ國株根ノリテ又ハ國枝ヨリシモヤハ此事  
乃ハ豐斟渟ヲヤス又ハ豐國主ヨリモ豊  
斟渟モ東シ者都興矣淳野君買ふト  
也豊國君ナリモ豊斟渟ノリモ柔木國姓スルも  
見付リモヤシタマレ日ナリ萬子孫ノシカスアリ一書  
斟渟ルノ位在物化絕軍の件ナリ斟渟ノリモ其子の如  
持之テ久安の歴文ノ全く旧事に之ナリ云々隨事  
く、古事記の文ナリナシ由スニテ知れ古今事ノ多  
文ハ旧事に之ナリトモス之ナリ云々隨事  
従人を伴う事無事ナリモス之ナリ云々而の文も古事記の日記の  
徳セテ勿シアリトモス之ナリモス之ナリ

伊  
門端672  
卷21

神カミは人ヒトの秋國アキノクニの俗ハタチ凡オレて而アリの入アリ御ミツを加スル  
義ミコトアリ古エビシ今イマの西ニシ東ヒテ、みる尚シテの義ミコトを聞カウ  
今イマ字カタ假カタ用スルアリとて御ミツアリ上カミテモアリおの  
別ツガ出アリれり者ヒトアリ前マサニ紀キか美アシカニ許ムツ登ムツ不ハズ猶シテ如シテ言ハシマツ御ミツ  
車カミ也タリ又アリ私ワタシ傳ツカシム吾國ワタシノクニ尊ミツメス其人ヒト言ハシマツ御ミツ事ハシマツ也タリ又アリ  
トモ疏スル上カミ古エビシ俗ハタチ化スル人ヒトアリとシテもハシマツ此シテ小コトハ古エビシ  
トシテ御ミツの言ハシマツ御ミツ有スルアリ此シテ小コトハ古エビシ  
アリかハシマツ金カネ假カタ用スルアリとシテ也タリ此シテ小コトハ古エビシ  
假カタ用スル字カタ假カタ用スル字カタ也タリ其例タマシアリ  
トシテ御ミツ之ヒト國クニ常ヨリ古エビシ車カミ紀キ不ハズ國クニ之ヒト常ヨリ  
トシテ御ミツヤセスル常ヨリ國クニ常ヨリ國クニ也タリ御ミツ

アリ又アリ國底タタキえヤセスル其被ハシマツ者ヒトの體カラ  
の少シテ是シテ無ナシあリとシテ也タリ此シテ假カタ用スル字カタ也タリ後アフタ改ハシマツ音カタ通スル  
號カタ改ハシマツ字カタ常ヨリ國クニ節トコロ常ヨリ世ヨリ國クニ也タリ古エビシ新ハシマツ時ハシマツ  
國クニ花ハナ波ハラハラ國クニ波ハラハラ城シテ國クニ仲トコロ國クニ久ハシマツ自ハシマツ國クニ子ハナ國クニホハシマツ地ハシマツア  
テハシマツ水ミツ常ヨリ世ヨリ國クニ又アリ常ヨリ見ミタク國クニアリ  
シテハシマツ常ヨリ陸シタチ國クニ即タチ此シテ此シテ國クニハリ其ヒトの主シテアリ  
也タリ此シテ形ハナハラ日ヒ三ミツ國クニアリとシテ也タリ衣コロモ  
濟シテ國クニアリとシテ也タリ此シテ也タリ其ヒト後アフタ今イマ  
アリ採ハシマツ假カタ用スル也タリ及タリ常ヨリ濟シテ國クニアリとシテ也タリ此シテ  
れハシマツ道シタチ相ハシマツ寧タチ相ハシマツ接タチ也タリ此シテ也タリ此シテ國クニ  
濟シテ國クニ也タリ此シテ也タリ此シテ國クニ也タリ此シテ國クニ也タリ此シテ國クニ也タリ又アリ

國小豆島の門事とソノにて  
松國古の傳志  
國馬未田國上海一國伊甚國武社國翁麻國  
河は木即波國下海上國あり他即今の上総下  
總の地と云ふ也 檀原室生宇天皇の御代  
のゆす御城を主総の國名名付されと子度又  
そ國下トの地を刻て子總や總の國と又上総又  
地と刻く安房國へりより日事紀の記載總年  
豐跡津と云ひりセ小津セトヨシトヨシトヨシ  
の御城而テ中小豐國主豊國野豊總野豊  
野林と、皆トモ跡津と云ひる所也トモ称  
豊香郡野陰經地豊見野と云ひセトヨシトヨシ  
物の語用か稱えテ名之曰小豊跡津

やけに相違らず其中国柔木國樓堂をヤマ  
因後毛子を氣拂ふる由みえを纂以筆記す  
柔木國首をヤマニ國常主の門事と云ふれ  
西人を斟渟の門事とも定めず既に以て  
みらの彌留モトテ豊國野の主の門  
事と云ふるを國の又豊城の國主ヤマニ  
一後が其國上下の地を刻く上毛野下毛野の  
事と云ふるを平野す、上野は野すも事と  
姓氏御おもね可とれ行後代よりく掌陸上總  
上野三國の太守ハ昌補親王未有以他人任之例  
以てまぬをや接取し事と云ひるべくと  
謂ふ也、事と云ひるべくと代格職



皆臣事有司者也。勤勤大  
戸之道者大苦也。大戸摩良大戸摩昭  
と大富通大富也。而彼トシも汝言の物也。  
トシ 『日後』より上古の民は巢居屋穴アメイを  
住す。或時所止て舎宅アマツヤス。又築シテ  
之カに又名之ナニカは軒轅氏の時ヨハシ有堂廡アマツヤス。事の後アフタ  
被山ヒサキヤマ通道タラバ。事の後アフタ春シラマツ秋ツルマツ内事  
大休タケル。大休大休者也。其神功大也。而乃御  
戶アマツル止所也。道  
之カノ御殿タタケ。古の草復屋也。遂トモリ之カ家也。  
破壊ハジカク小家コザカシ也。又戸摩アマツ也。即若トマ也。表  
といひ岐ヒゲ。上古の俗男トドケ也。日子ヒコノココロ也。女

名稱トシメして曰ハ女ヒメ。不ハ仁ハ也。男女の名稱トシメふる義  
雖ハある事ハ假用トシメ。其字至ハ而ハ。既ハ無ハ。而足ハ僅ハ根ハ。あの仲ハ弱ハ。不ハ善ハ洋ハ。由ハ此  
事記トシメ。此ニハれの中ハ仰ハシメテ。と青檼城根ハシメテ。根ハシメテ。又、  
吾全檼城根ハシメテ。今水ハシメテ。また吾全檼城根ハシメテ。又、  
沫萬ハシメテ。又、面ハシメテ。もやに吾全檼城根ハシメテ。又、  
性根ハシメテ。又、枝鳳ハシメテ。又、もやに瀧也ハシメテ。不ハ見ハ我  
子ハシメテ。也。又、かくちハシメテ。古事記トシメテ。今水ハシメテ。又、  
鵠ハシメテ。古事記トシメテ。游母院ハシメテ。流冲ハシメテ。姫阿夜ハシメテ。河志古泥ハシメテ。  
伊弉冉ハシメテ。神ハシメテ。猶ハシメテ。相傳ハシメテ。子ハシメテ。豊葦トヨアシ  
て。又、猶ハシメテ。主ハシメテ。凡ハシメテ。此二行トシメテ。中ハシメテ。豐葦トヨアシ

新ノ中國ニヤ此を命キテハ其功既ム有リ  
モ後モ又大也トシテカニ日本伊弉那  
ヤヘ、勇力ヒシ功ヒシ多ニシム者也。古訓  
の解ヒシ行佐トシ功の多ヒ行佐遠斯ミシ  
シテ多ニシ事多シ。ノルノ解用ヒテシテ訓有リ  
シテ又ビタカアリテウツノ強行行佐ミシテ  
陸國新治ニノクニ御シテハ無シ伊澤ミシテ  
向此等の地モトシテ御のうへタタキシテ  
船彼ノトシテ行佐ミシテ御シテ。是日書紀古事記  
ホシ御神氣御形原のニオレ頼母神姫良美の  
ニオレモトシテは神呂伎ミシテ又ミ神若  
御子御母ミシテ是事の事也。梁塵工古の俗  
男神ミシテ行佐ヒシ女神ミシテ行佐ヒシ

但一ノ筆記リヤセシ御の字冊の事も假用ヒ  
ウサヘ、モニ又洋ヨリ古事記ナシ伊耶那  
奈岐伊射奈伎行射奈天伊佐奈岐伊射奈  
岐伊射奈天伊射奈天伊射奈天伊射奈天  
乃神ハ青種城根子の子也。又一祝小沫萬  
伊弉諾ノ生ノ少子。古事記ヲ據テ青  
種城根子又ハ沫萬ノヤズマニ、行射乃  
ノモ種城根の御子也。ニ定シ一祝小沫萬  
伊弉諾。是モ種城根子の生也。而モ  
スニテ。沫萬ノ御子也。す。種城根子。一祝モ  
御子也。行射乃ノ御子也。凡男女獨生の神也。姓也  
ナム。是心也。其父母也。ゆく。ノ傳也。有  
す上吉の傳夫也。稱して。又より妻也。稱して。母也。



代ノ以テ御母陀流作妹阿夜河志古泥仲  
と六代ノ以テ伊耶那岐伊耶那美作と七  
代ノ國之常主神以下伊耶那為神也を  
再ニ御セセ代と称ストモセリヨリ此ニテ  
ノハシニシテアリシタケミコト也。事記之  
御代ノ國考トミ豊國主の二代ノ御代可美葦原の二神と一  
代ノ國之都主の御代ノ豊雲門と二代ノ御代宇治地造妹須比  
智連主三代ノ角杙姓代と四代ノ御代少名命也。事記之御代ノ  
御代ノ御代ノ御代ノ御代ノ御代ノ御代ノ御代ノ御代ノ御代ノ御代  
陸ノ國風土記ノ傳ノ角杙ノ常陸國多珂移本ち。地  
の御代ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳  
山ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳ノ傳  
ノ國株権者ナリヤハ是ニ事記ト是國考主  
乞又國株主と國株権者十握レヒトムホテ古

事記トモ此年乃事ニテナカ並レヒトホの國史  
ナヌル而リ同ノアラシテテ所ガクのニヒヅレ  
ナリ御ヒズ。アキ古傳拾遺ノ開闢ノ御子伊弉諾  
伊弉冉ノニ御サニ御ナシモトモナリニモナリ  
ヨウナリニ世ノハナ及ヒモヒニヒテ御ト闢レ  
也。アキ古傳拾遺ノ御子セセ代とノ事ニテ事記  
古事記曰カナ有ムニハ皆曰ム。此は上サテ  
言嗣ノ事ニテ。古傳拾遺ノ天神七代也。中  
五代ノムク小御ヒテ。此事法國史トモアリ  
可ト。但ニ事記ト天神七代也。或有也。其  
ヨリナリカモテ天神セヒ也。是忍德根境ノ杆  
あり。今よ御事記トモ。其ノ事記。其ノ御事記

地祇あれ。普素夷雄大已貴主は神の事  
を。トムハサニテアヘテ。ホセ代代五代を。レ  
ス。ほんに附合す出。カホシ。御ふ。ゾノ信  
ひ。ム。モ。モ。

天地仰て吉刑。叶ふ高天原。成神の名。天御中  
主。可美葦牙彦舅。多ヒヤ。ミ。二柱。仰射。  
アキヨ。其行。天ハ下。令ヒヤ。モ。行キ。天之降  
ニ。モ。行。之。天合。モ。モ。又。天後。尊。モ  
ヤ。モ。行。モ。所。天ハ百。リ。モ。モ。天。十  
萬魂。モ。モ。ヤ。モ。天。百。リ。モ。モ。天。十  
萬魂。モ。モ。佛速魂。学。モ。行。行。行。モ。天。十  
萬魂。六。サ。モ。高皇產靈。モ。モ。神。產  
テ。但。四。事。記。テ。天祖天讓日天狹霧國。讓。昌國。狹霧。首。

ヤ。モ。ヒ。テ。ム。ア。ル。レ。テ。所。小天御中主。可美葦牙彦舅。モ。モ。  
モ。モ。ノ。行。モ。日。モ。ヒ。リ。モ。日。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。古。事。紀。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。古。事。紀。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。  
モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。天。御。中。主。モ。モ。

玄天。永。久。久。祈。祀。上。天。モ。シ。居。レ。ム。虚

シ。ナ。カ。リ。ク。ル

空を以て之を以て後人の法既不有其用。此  
等の既不有其用を今字あつりて其事と釋。アレ凡我  
國也。古書の漢字を古語としてその義と解く  
て多訛して古書の漢字を高の字漢  
て多訛して古書の漢字を高の字漢  
國。譯薩國即今常陸國多珂郡の地是也。天  
乃字古事紀の傳て阿麻と云ひて是也。上古の  
俗の阿麻と云ひて海の海と云ひて天也。天上  
稱。而麻もよひて所音れ被也。すらあり  
字漢。楷羅と云ふ上古の俗の楷羅と云ひて  
上古の古語より阿麻の楷羅と云ひて  
多珂海上之地と云ふ。古語が楷羅と云ふ上  
古の多珂海上の地と云ふ。

川上の字漢を以て國號と云ふ。今常陸國天脚  
海上子言天脚言天脚まわら化現至多。今常陸國天脚  
中主と云ふ。天の字漢で阿麻と云ふ脚と多  
タキ人をアラス脚と天と云ひてふ其の事  
事と極きの角の中の字漢て形訛と云ふ古小  
以多。仲國。四筆。阿國。常陸國即今常陸  
國。脚の脚の代走す。脚の脚又脚主と云ふ即君  
也。此脚の脚の國の事と云ふてく。多脚と云ふ。脚  
主と云ふ古之君也。以此いは是也。古事紀曰。甲後  
子伊努國度。舍那山田。あよつまちの豊臺  
大作の内事。子。には。豊臺大作官。將丸や紀大  
子。可美葦牙。彦舅。子。古事紀。子。宇麻志  
阿斯。阿斯。傳。古屋。子。多。可美。豊。子。宇。麻。志。

麻時と、紀本高事紀四千九百二十日  
伊弉冉  
伊弉冉ニ柱の神、上古の時、人を称嘆する  
あり語りは、上古の時、人を称嘆する  
御也と云ふ。纂暦より稱す。葦牙、私記小崩葦  
の事也。もと、葦集の事程、葦也つり、  
おひきをよみく。夫、當傳て比古屋と  
小御時古事紀、大元年、傳、徳、子アテ  
見今をよみ子、傳と稱す。事、古屋。是  
よといい年、傳とよばる事の稱と用ゐれど  
少事に、多事の字を假用ひうけたり。其  
紀と云ふ。此作の内事、葦牙を云ふ  
號である。天、下天、二降天、合天、

八百日天八十萬魂の作、號と云ふ。其事洋々  
以高皇產靈、古事紀、是も御產靈、是也。  
此作、古事記國より、國より、其  
國事即今常陸國、阿那の代、其の皇の字隆  
て美と云ふ。門の字を傳じの後、伊、高產靈  
武復昭、古事記、武復昭と以て、其  
號と云ふ。同と、皇、號れど、皇の字隆  
古若拾遺、古若拾遺と、其の字を傳す。紀事  
言、高產靈、古事記、其の字傳す。不命と云ひ、其の  
號と云ふ。而の字、古若拾遺と云ひ、其の字を傳す。  
之と、上古の字、傳す。其の字傳す。其の字傳す。  
之と、上古の字、傳す。其の字傳す。其の字傳す。  
之と、上古の字、傳す。其の字傳す。其の字傳す。  
之と、上古の字、傳す。其の字傳す。其の字傳す。  
之と、上古の字、傳す。其の字傳す。其の字傳す。  
之と、上古の字、傳す。其の字傳す。其の字傳す。

神皇產靈考上古く俗世人を尊びて加勢と云  
いはよつてより事くは作らるゝ所ノ地名又  
トモく能くや常傳國多の郡小貧夷て少郷り  
アリテ津陳魂の下都を主洋をすりてこ  
れり神望系海の地小島アセナリカナシ  
代の人向麻達カモトモヤー又テもるう年  
極稀ヒテ向毎のか島ミヤホルヒテ後代小今室  
従用ゆふらじくて手とあまわる事く  
アメカミ伊弉諾考伊弉母ニ柱のホコ詔  
阿國成りムニ多陀用幣流く國天之瓊矛セ  
賜ムテ言伊弉諾のアキラムホカムニ柱のホ天  
御橋ムテ其瓊矛を指テテ怪神丸呂く  
御

畫鳴リトナリ叶其矛末トキテ有夜の黒禪  
乃クスリハシムラツル御基石嶋地至乃テ津  
リ嘗テアメカミ作松を見キテ御殿観見テ伊弉  
諾考ア妹伊弉母ニ柱國土に生成アキラム  
絆シテ天之内松行忌運ニ善斗御麻裏  
波所アテ汝古リヨテキテ御左ノヨテキテ  
ト御)ミタウカリヨテ進ヒテ伊弉母ニ柱づ  
阿那逃夜志愛袁サト古袁ヒテ御伊弉母  
御志を袁セト賣袁ヒテシテ女人先言不良  
トのアキラム久野モ久美度奥ヒテ永恒モアシ  
ヒ此子ハ葦船ヌ入ミテ流キテマハ浦瀬を生アレ  
又子の例ヌアシル既アテニ柱のホ天ノ御御  
御



ありての瓊杵を賜りて立仰せり。後  
某將軍が金びる帝刀を仰ふの事の事くせと  
小疏天浮橋、天の字傍て向庵云即海也。浮橋  
連舟至岸を以ては橋といひ。連海之  
戰艦を以ては艦といひ。怪石湖也。浮東呂く矛を以  
て畫す。奇と稀とをいひ。游船基呂と  
小島の名を以て是の御あると云。前  
詩の奥の義めどに、ふすまう家國の事  
うる古人の禮教と角を浪游船基呂に筆記す  
破取盧て、子する口やれをす。假角ゆる  
の字を重ねて平野へ相因り自破りゆる  
此翁即今浮游国西南の隅よりて俗行。

天柱也。私記よりて天之御柱を云々す  
之を旧事紀は天瓊杵を破取盧嶋の上す。一  
ノてく國中之天柱ともいひしとあ、云々す。  
天瓊杵阿毘不す御天之柱の字傍  
て破首運とふれは古語と以て、永年  
も萬葉集志羅て、標也。永久く標とす。也  
「凡亦國の俗初々地を占ひて、標を建らむ  
矣。大瓊杵の事にて、御天之柱を建らむ  
所の事。今やもく日向國高千穂峯子に以て、  
又神功皇后新殿を仰せり。子國王降伏  
し、川不枝君、樹竹新殿主門為後葉之標  
して、其義は神功皇后八尋殿ハ、御世而尚

數也と云ふ記載所の後じ比古と云ふ殿の字は漢く美御  
良可と云ふ。拾遺書有院より御八天也一方より八天で  
八角より出る所以と云ふ。御代卷。小臣代の別と云  
はれど凡て國と俗あるを以て物の長短を量るを  
比古と云ふ。即ち八角より出る所以の謂もあら  
べて此と云ふとは絶対と云ふべし。國主を生滅  
する事無く國相を生む事無く。因説小凡生  
て子孫へ延び得る事無く。即ち現ゆる生子小家  
必生衰之義也。疏。此後伴昇源考の伊弉册  
考小考と云ふ。不作之國つゝいわく。意の生れ  
しに不作也。又此義本國一莫斗移麻具波ヒハ  
高事紀リ申たる或は講今も云々す。其為

夫婦とも亦節して男女交合と云ひせざる者  
られど三柱二柱の木相約しての事と云ふ者  
もじまぬ。又後ノ御軍ノ下す行向ひと一つ  
と云ふものとすりするもとて有。三件彦天皇仲哀天皇の御  
勅津うち穴門小幸アキラカニ。皇后ハ角鹿の御  
飯津アマツシ。穴門と幸門とを繋ぐ事のとく  
アマツシを上古朴酒アマツシ。俗かく深絞アマツシ。事のとく  
皇后ハ祚也皇后也。紀伊國の紀伊國  
角鹿國。今之越前穴門今之長門也。阿水アマツシの事と云ふ也  
うる皆阿水と稱す。拾遺述夜志愛の其義不  
詳りやれども一書と云ふ高事紀からて研哉  
もとく阿水而更夜と傳可也と云ふて哀

と後から注もたらすを曰はす。根も主也。程より  
疏巻素和吉素特賣の事なり。此より少男少  
女として下の妻の子を教、辞として俗より  
書く人、美度逸興、いと義又曰はるやじゆる  
於奇戸為起て、かくを私犯す。奇戸、行  
急焦也。釋くれば、古語の美度といひ。行  
今もううべふと云ふ事。今もううべふと云ふ事  
畜事れど、と云ふ事。今もううべふと脚を  
後二柱のみり半日見せ素妻鳥、半日生身の  
内ふ又極のを生む。ふと坐まつと脚を  
立経けす。わ二れのや巡柱の内院中先づ言  
を費へり。事の陰陽の理の掌てんに在る。

此筋よりは此日を生むる事。と云ふて  
子の内に母の子や娘の門子二柱が引く。之能る  
よ古事記より是國子が生むる事。言ふ事は  
を生むる事。又二柱と云ふ事。生むる事。  
年ねえ。是の外月神を生むる事。以ふ物を  
生むる事。無事を生むる事。是れよりは  
云ふ事。多事を生むる事。是れよりは  
御門新しく生むる事。不除ぬ事。是れには  
御門新しく生むる事。不除ぬ事。是れには  
一書に御門新しく生むる事。文あり。これは  
は御門新しく生むる事。是れには

此一節、天神行幸伊弉冉の事より依る筆  
原の地を經る事にして、のりうら二柱の作  
舟師のいまと海ふうい雲うつて一峰よし  
山の御子と御船を迎戦しなむと御ふに前う  
まくは、あれど御所賜の寶を達てて船を  
ねねり。その櫓二柱の御ふと御事とあめりて田力作を  
きとあわの波と御事とあめりて田力作を  
ナツムた軍小将。女作は古軍小将も  
生は船を行きて、軍を今せく進と教え  
を約めり。古軍節度をまくと、船く  
金すてをつて、軍旗を二柱の  
御行遇ひゆするを忙じゆいとすが、

後お接り其戰利うちもふ通船  
民を虜略して、河中の一小舟をほのふのふうを  
かはて、虜略せしものと放逐して、ゆる  
や高と奔へて、ふそきとりて、すらまくを

アタマヒシテ、ニミのびをく

天神布斗麻連と相ぞく、女もさりく不良と云  
て、ゆうて、ちをぬきとて、河のりかばをすくゆう  
て、さう天之御在を絆りとす。先のとくとくあゆ  
伊弉冉の先づ向船夜志を、素を賣る、<sup>サカナレ</sup>  
妹伊弉冉の後、阿修夜志を、素を賣る、<sup>サカナレ</sup>  
改りて、内合せく、御子淳也と植く、核引崎をまみ  
乃伊豫と二名洲を主ひ、浮島を一つとて面



此也以爲國也。未嘗改易。其事  
又卷十。皇孫天降。是時。故竹。本也。  
或は魚の甲。アリ。ト。魚の身。アリ。事  
也。も。よ。之。傳。義。候。也。高事。也。先。つ。法。既。而  
今。多く。脫。アリ。走。不。第。狀。アリ。法。既。物。アリ。す  
於。多。謂。吉。恥。也。と。之。日。也。事。也。事。也。事。也。  
ノ。多。少。四。流。ア。リ。事。也。事。也。事。也。事。也。  
終。り。か。今。か。多。ア。リ。事。也。事。也。事。也。事。也。  
有。ふ。吉。恥。也。事。也。事。也。事。也。事。也。  
而。之。ま。初。ア。リ。法。既。ア。リ。事。也。事。也。事。也。事。也。  
法。既。ア。リ。事。也。事。也。事。也。事。也。事。也。  
日。也。事。也。事。也。事。也。事。也。事。也。

（モ）ナラ。ナラ。日。中。紀。の。一。書。先。以。法。路。洲。法。海。  
為。胞。ミ。テ。此。可。ア。リ。テ。式。修。ト。生。ナ。ア。リ。テ。ハ。  
又。胞。ミ。テ。ア。リ。モ。此。修。ア。リ。ノ。棄。く。子。の。体。ア。リ。入。ミ。  
ナ。シ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。  
（ロ）名。也。伊。橘。二。名。也。今。の。伊。橘。橘。也。左。阿。  
波。ア。リ。四。国。の。地。ア。リ。橘。也。ア。リ。ア。リ。二。名。洲。也。  
（ミ）事。ア。義。也。私。記。小。上。吉。也。附。小。上。吉。也。事。ア。リ。  
國。名。有。ア。リ。ア。リ。大。書。釋。述。の。所。ア。リ。ア。リ。  
ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。  
（ホ）正。國。名。其。義。赤。洋。先。傳。也。後。也。傳。  
ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。  
ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。ア。リ。  
（ソ）行。豫。國。也。之。爲。西。南。の。地。方。古。ア。リ。伊。金。國。久。味。

國小布國也麻國風速國ホの代今之付縣國即此也毛止比賣トニモ國ホの名也清は國ニモ地即方即今レ達は國オ也饭依比古ニモ國ホの名也栗國ハモ東也の地方古の栗國長國地即今レには西口也大宜都比賣ハモ國ホの名也左國ハモ東南の地方古の都佐國波多國地即今レ土佐國也速依別ハモ國ホの名也國ホの名也比賣トニモ女子ニム稱比賣トシ別トスニモ子稱古の俗男子ニム稱比賣トシ別トスニモ稱比賣トニモ稱古の主伎國即今レ既候國トシテ上ニモ稱天之忍忤呂別ハモ國ホの名也國波多國是猶今之西海九國の地を綴稱セラモ國

古ノ流志國笠紫禾多國ホの代今之流志國後ホの國即此也白口別ハモ國ホの名也豊國古の豊國宇佐國前國比多國ホの地名今之豐前多後あり國也也豊日別ハ其國計の名也肥國ハ古の小國松津國未見國也舊全國天草國ホの地名也の肥者肥後支國此也速別ハ子國計の名也向國ハモ今之日向大隅薩摩ホの地豊久士比治別ハモ國計の名也延喜國四事地也熊郡國トシテクアホ私記ノ獨子日向國鳴岐歌く地即此也建日別ハモ國計の名也延喜國四事地也名也高嶋歌取大隅國子屬す伊伊吉也伊吉鶴原今れ毛國天比智都柱ハモ國計の名也津

古の津波縣即今之對馬國天之狹手休以賣其  
為作のちと大倭豐秋津洲、古の代を他と割  
そ化を傷せず國私を立す其沿革曰、かく  
すてて今乃畿内東海東山並陸山陰山陽ホの花  
山脚虚空豊私津根別ノソ、國作のちと移  
小川小河詳より事、古ノ以いも傳うべ吉備  
古ノ吉備中縣國穴國治國等の代即今ノ傳  
傳中備ほあの國也鬼馬小至鹿等ハ傳モ國の傳  
より御前御浦郡中值高鄉小一百領の地名也  
久肥前國松浦郡中值高鄉小一百領の地名也  
あまの島此也肥前國此傳ノ所今而立つ海名也  
モ名曰、ヨリナシ古の傳がアツリヤハ詳矣

建ノ方別大野年比賣等皆是其作のちと。  
此一節、天神太占小豆ノ征戰の利、我軍の相  
争ふ事と男女の争う告成り故に有二段の事  
あらじて御軍の計も天降すと云ふ傳也  
トカラ洋浦も傳うて西南北ノ周ノ傳也、主  
人り本役也事テ父母少ゆ少々如くうるもい  
平國を以く國お小言付、賜ゆるもよみこく小  
してを以更生行の内事を大ハ洲の國と生威  
行りよも嗣しうて凡大ハ洲の國代生威  
一ノ傳舊古事等の記小豆ノ而相因、日本  
紀から下、洋浦也傳也、又水多大日  
本豊秋津洲、多ニ以伊豫乃花紫江子距

政佐屋を主とす。越州のカ大河乃ト吉海の物を  
生じておれにて大河國の御起居をもとめり  
又そく引出で石川の書の後しを海方皆ノ異同  
りはてておれ上セテ。御前御の況。かに  
して是よりは御前御の況。かに  
と是よりは御前御の況。かに  
お連れて御御アリ。御御の况。かに  
あひやう。墓疏。越州の古の志国。三国。角鹿国。賀我  
即今。越前。越中。越後。今。に  
が復びて。國。今。に  
多大の海の強らま。御の物。今。に  
多大の海の強らま。御の物。今。に  
多大の海の強らま。御の物。今。に

角也。大河。大河。大河。大河。大河。大河。

スミ。御代卷

柳也。一作仁

貯小國を生じて。至海。小國。大綿津見。神  
小戸。大綿津見。子。妹。速秋津。口。速秋津。比  
十柱。の。生じて。速秋津。口。速秋津。比  
賣。大山。河。特別。口。申。志。般。皆。  
木。木。木。木。木。木。木。木。木。木。木。木。木。  
神。大。鹿。金。比。賣。大山。津。見。大山。津。見。  
大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。  
大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。  
大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。  
大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。  
大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。大山。津。見。

大綿津見。神。又。少童。命。志。那。故。比。古。事。

又ハ級長津大山命モアリテノ所智也又曰ト迺  
馳祚也アリテ大山津見神又曰大山祇神モアリ  
テ此等の神を生れト云事此ホの神を祀ル  
シテ曰月ノ時リテみそ化を掌も職をクル  
金セテ行トソラニテ河海山川ホの行を  
御守也祀也ムサシノミコト之ニ常舞即位の神ハ望于  
山川徧于群神トソラニテ書又祭祀以取  
其神一寧之職也モラキテモ善用リテ  
カク伊弉諾行伊弉冉ニタリ仲其ノ日行ト生ニモ  
一也ハ大日靈貴也ハ北御ニモ持トシ月作生  
事を以て(天之御柱也)ヨリ有る月ノ日作生  
ナリテ月満月也アリ又ハ月夜也モ月弓

えヤハシヌヒヌリ少紀てアリシテアリ天ヲ主ア  
シテ富後ノ素戔鳴尊を生ニモアリ此也天也アカレ  
シテアリ也アリ也阿彌也也アリ也哭泣モアリ也也  
アリ者アリ也枯木也アリ也注枯也アリ也注乾  
也アリ也也アリ也也アリ也也アリ也也アリ也  
の妖也也アリ也也アリ也也アリ也也アリ也也  
リ作也也アリ也也アリ也也アリ也也アリ也也  
大日靈貴ハ達也也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
武智也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也

天之所持、物先二而在下て能くまづく事小天がの  
事依し賜ひて天之理有し代りたりゆす  
附く至りて、よほど事の事依し御ふ所を功  
すらか事あらめどすが報（告）ゆる事多うす  
後日おもんあの事と達じて御あつて、おもむ  
供用ゆる所の事あらむは其義とえまことえ  
上古と傳ふ達せり前い凡れのねをかみゆ事  
を少しき、日陰とぞりと一とじ今して一月と  
十二度とぞ一年をきりとて、ソノ日復  
えとそき口は代りて有りてはりあふわむる  
年一月アシニテ所の神移しより又そを移し  
て而てソリテ、年一月アシニテ所の神移しより又そを

はの事の事此神の内事、と高事ル小滄海原の湖  
ノアハトモを治ム、後小配日而知天事所  
知夜之食国也、とぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
の御の事とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
天上の事とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
海上の事とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
をはるをはるをはるをはるをはるをはるをは  
スとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
延び小海の事とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
然事の事とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
縣主等祖うるをとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
此の事の事とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと  
多うるをとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞと



大西と

火神軒遇灾智又火之燒連男命。又少火燒  
炭神古事記。又作炭一作夷。又火之燒即古神又火之迦具土  
神又火之彦即火又火神也。式也。火神國下に詳也。伯耆國古の波伯也。即今伯耆國。  
比波く山そ李所志洋紀伊國の古の化行國無體國古の化行國也。即今伯耆國也。是伊勢  
す或え馬根の彦田社あやたしゃ。是伊勢  
冊カミ神也。地そよ小後窟こごくつ。彦主窟  
春カミ花窟はなくつ。伊勢冊いせじやくを苑カミ有あるて水みず。書  
てある神の書。傳つた。卷まき書しょ。三さん伊勢冊いせじやく。神じん

去カま後く事こと古事紀古事記。又アリ伊勢  
冊カミ火神火神を彦アヒル。又アヒル火燒火燒。又アヒル燒燒。又アヒル燒燒。  
神カミもすれ伊勢伊勢。神カミ天アメの水みずを子この一。あア是アシテ  
ウリウリを深ハラハラく恨ハラハラく。又アヒル十握トツゴロ飯ミヤコ  
枝ハシ火神火神の魂アヒルと斬ハサウエ。又アヒル火燒火燒。又アヒル燒燒。  
又アヒル火燒火燒。又アヒル火燒火燒。又アヒル燒燒。又アヒル燒燒。  
又アヒル火燒火燒。又アヒル火燒火燒。又アヒル燒燒。又アヒル燒燒。  
又アヒル火燒火燒。又アヒル火燒火燒。又アヒル燒燒。又アヒル燒燒。

我了了す小黄泉神と相論もし我をうそすしも  
のをうしく風の内入アウスサエトノシ  
のひく左の作飯小柿なり陽満のは間柳の  
男柱カリカシテ東柜アスルノヒリ小宇士  
多加礼斗呂い伎氏モ上ナ雷ホ化ノ屋トクニ  
累シケテすえう小迎至シヨ及じく妹のホモ  
スル辱シテ小事ハ恨ミ終イテ黄泉醜女トテ進  
ヒタ又チハ實付小千上百の黄泉軍副で此  
シテ良役引塞テモタヒ中ナ五ヶ所立ヒテ一木  
事戸を度スレテ少作年冊の作を我に努力命  
號の字訓ニ根の作巡セリめ姓ノ姓モ汝國人草  
石蓋男女私愛ミ姓

一月小千波を絞教さんとあり、併岸湯のゆを  
先我於巡妹命汝為化ハ善一日ナ五五日モ在御を主  
中之のうちのまぐら傳言以故後、れ今之の出  
金國乃任城有様を了と今世の人婦死の  
小夫葬處ニ通るはふあづか瓦瓦、伝傳言  
象以ひ後免別モ主モちもあらぬと死か降  
て氣絶く傳言と小波かくて伊岸湯のゆ、  
併未志併米伎藏國アリテ何波伎系に  
走り立ちゆひ、荒野の楊木門の何波伎系に  
もつすて後後ノ小叶小勝、あらわ御身  
系ノ御代止、而て又門が御身御身御身  
うねりゆのゆ等多く有り、



御室の右近は、延喜四年、凡伊弉冉のゆ火の火の火を  
小作田所に、由の一筋、署を事と上せり。  
その嗣子、すかがの朝代、御室の事と申す者、  
を殺して、間うんじぬそくアラヘ、此作を卒てし地  
も相手づら、多何アヌサバ私記、モナカトモ判あ、  
知其實、河内國已里アヌレ、而後又吳、也。是故、其事、  
之家、すまふ定也。トモクアヌラ、アホウヤハ作西を  
レサガツヨリ出、奈國、伊春國、又鬼、葬アヌレ  
後、西ノ、御室國、越理、モ遷葬アヌレ、事或、流  
冥、而テ、代の上陸を、後山屋國、高野郡、①  
色後、の有、多、小、多、うわ、アヌ、ノ、此難、式、ノ、ノ、  
或、足仲孝天皇を初、穴門国、豊浦、宮、小、殯歟。

主ひやア、モ後、小河内國長野、候、小辻葬、られ  
すの、とく、うす、幻、ア、シ仲哀天皇を、辻葬、ア、又  
被す、す、多、キ、ア、シ、小、日、月、作、素、未、鳥跡  
生れの、り、事、ア、多、キ、ア、シ、流、ち、う、も、う、モ、キ、ア  
伊弉冉、伊弉冉、ニ、核、の、ホ、チ、小、日、月、ア、素、未  
鳥跡、を、生、レ、ヒ、リ、ア、モ、キ、ア、シ、今、こ、ニ、ア、モ、キ、ア  
ケ、モ、ア、シ、モ、シ、カ、ハ、伊、弉、冉、神、退、ア、モ、セ、ア、後  
ア、伊、弡、冉、御、中、荒、豐、口、向、の、瑞、小、内、櫛、系、小、御、レ、モ  
ア、阿、左、内、御、日、ア、シ、モ、ア、シ、ホ、の、名、天、照、大、日、御、ノ、ノ、  
御、御、右、の、内、日、ア、シ、モ、ア、シ、ホ、の、名、月、陰、命  
ア、五、十、經、ア、シ、モ、ア、シ、伊、勢、齋、大、作、モ、ア、シ、御、鼻、モ  
院、ゆ、付、ア、シ、モ、ア、シ、ホ、の、名、連、素、千、鳥、主、出、奈、國、也

野村萬事官主（まんじゅう）又内之を左の門主白  
銅後をとて御行（ゆぎゆう）行ふと申すゆ代大日靈音し  
ノ右の門主に白相後を而りあはるよりかず也  
月うきよふ御前（ごぜん）多くとて美廣摩（ヒカルマ）可利生  
うきよゆれと素封島（スカウドウ）岸とよもよとおとれ向  
後後て麻道美能加（マトミナカ）善と小善度摩酒有利、日事紀十種  
時之間の事を佩用（いわせゆう）りかね又御行（ゆぎゆう）利事紀十種  
御行（ゆぎゆう）後（のち）の雨院（ウイエン）の日御月御素音  
鳥井と伊井丹井の生母の門主也あらず下す  
紀うきよゆれの門主を伊井丹井左の門主と申  
龜（カメ）をほのめかすと云す高事紀第二の  
說のうきよゆれの門主を伊井丹井のカ一段のえくす  
されくをほのめかすと云す高事紀第二の  
說のうきよゆれの門主を伊井丹井の門主也

紀ふるて上世（じょうせい）を刪（さく）て仰（あお）かされを飛  
と後（のち）うきよゆれの事（こと）をすかく  
のうきよゆれの事（こと）ととくと論すと云す  
伊井丹井功院（コトイニ）がいり行（いきおこ）り又大也（だい）てふむりて報命  
（ひめいり）之（の）す宮（みや）すゆ（スシ）先（さき）の又過（ワタリ）事（こと）を沈（沈）め  
梅（シメ）て長陽（ヤガ）事（こと）ト御行（ゆぎゆう）事（こと）りかね又御行（ゆぎゆう）事（こと）を  
功（こう）もとを舉（たけ）等と唐（から）事（こと）りかね又御行（ゆぎゆう）事（こと）を  
とくゆの事（こと）の事（こと）を清（きよ）て伊井丹井比（ひ）後（のち）  
事（こと）をりかね又御行（ゆぎゆう）事（こと）を清（きよ）て伊井丹井比（ひ）後（のち）  
又御行（ゆぎゆう）事（こと）を清（きよ）て伊井丹井比（ひ）後（のち）  
事（こと）をりかね又御行（ゆぎゆう）事（こと）を清（きよ）て伊井丹井比（ひ）後（のち）

賜ひてすりをゆ院がまうすはね  
とあそ少宮傍く倭柳美照りよもと  
日之りあそを喜ぶ西岸天王寺にてゆ住ま  
てすとてたゞちそまのすてふのりの御子  
の御子が人礼能美はと清ひよふ清瀬  
移居す此州に家ゆき生都カリ而れん  
え隠れゆる所候ひと向くの事とぞ  
すと運び神名或小瀬原國海引取す清瀬住  
住處あは神社事ひ即ち走馬山とよさうで長  
隠すかと此あと移ひゆり小作ゆきをす  
即ちもとお寺井とつむとすゆひも  
少ゆすとれまく鳥神年アラシリケハノ羅薩羅

心有り少室を夢に帰ゆくゆ恨む伊安波大作  
ムトムツと何より事仙寺を國をばす  
がほのまの小娘の國根の雲洲國小尼  
とすとすと天と冬のりとお大手小忍ゆす  
さくは北國小僧とてとよすとし  
樹と比ひて此の父のちやに洋海の多寶塔  
（多くとすとて天國大門とてとよすととよす  
絆りての暴風とてとよすととよすととよすと  
近御とすとてとよすととよすととよすととよすと  
近御とすとてとよすととよすととよすととよすと

（とよすととよすととよすととよすととよすととよすと  
とよすととよすととよすととよすととよすととよすと

陽山陰の國シマニ。古今の事印シテイ。ナリ。ナ  
シ。大上御多聞タカヒメタクモウ。御多聞也。田可多  
聞也。是式小笠江國シマニ。大上御多聞。何  
事也。此多聞の事也。計所。江所。多聞の事也。高  
事也。是國の事也。方子也。清所也。高也。是國の事也。  
高也。是國の事也。方子也。清所也。高也。是國の事也。  
高也。是國の事也。方子也。清所也。高也。是國の事也。

嘉永七年五月九日譜

況齋圖考



